

平成29年5月23日

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 各位

蒲郡市 上下水道部 水道課長

給水装置工事の完了にあたっての留意事項について（通知）

給水装置工事の完了にあたっては、下記の事項に留意するようお願いします。

記

- 1 給水装置工事の完了届提出にあたっては、当該給水装置が申込書の内容（以下「承認条件」という。）と施工が合致しているか提出前に再度確認すること。集合住宅に関しては、合致していないことが比較的多いので、とくに注意すること。
- 2 給水装置工事の完了検査において、当該給水装置が承認条件に合致していると確認できない場合には、新設であっても水道メーターを設置しない。
- 3 給水装置を新設する住宅の引渡し日、入居日等の決定は、完了検査で水道メーターが設置された後に調整するよう配慮願いたい。とくに集合住宅等にあつては、使用者変更等の予約は、原則として、完了検査で水道メーターが設置された後の受付となるので、注意すること。やむを得ず、水道メーター設置前に引渡し日、入居日等を決定する場合は、完了検査の結果しだいでは、水道メーターが設置されず使用できない可能性もあることを施主等に説明し理解を得ること。
- 4 給水装置工事の完了検査日は、最短で完了届提出日の2開庁日後となる。住宅の引渡し日、入居日等の決定は、こうした日数も考慮し、余裕をもって設定すること。
- 5 現場の給水装置工事完了後も、完了検査が終わるまでの間は、給水装置の不正改造等が行われないう給水装置工事主任技術者による技術的な指導監督等の職務を徹底すること。
- 6 指定工事事業者の業務として、不正又は不誠実な行為をするおそれがあるとした場合でも、指定の取消し等を行うことがある。そうした処分をした場合、市役所掲示板でその旨を公示するほか、市ホームページにも掲載することがある。

担	当	上下水道部 水道課 給水係
		成瀬、柴田
電	話	0533-66-1210、-1130
ファ	ックス	0533-66-1182